

亀岡市公告第 7 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 1 6 条第 1 項の規定により、南丹都市計画都市計画公園及び南丹都市計画都市計画緑地の変更案を作成するため、次のとおり亀岡市都市計画公聴会を開催する。

令和 8 年 7 月 1 5 日

亀岡市長 桂川 孝裕

1 公聴会の日時及び場所

(1) 日時

令和 8 年 8 月 1 0 日 午後 2 時 0 0 分から午後 4 時 0 0 分まで

(2) 場所

亀岡市役所 1 階 市民ホール

2 都市計画原案の概要

(1) 都市計画の種類

南丹都市計画都市計画公園の変更

南丹都市計画都市計画緑地の変更

(2) 変更の概要

ア 都市計画公園

種別	名称		位置	面積 (ha)	備考
街区公園	2・2・304	天川公園	亀岡市曾我部町 穴太二ツ池地内	約 0.35	番号、区域及び面積の変更

イ 都市計画緑地

名称		位置	面積 (ha)	備考
1	大堰川 緑地	亀岡市宇津根町川ノ口、正仁渚、大井町並河荒内、上溝、坂井、前脇、土田大嶋、千代川町小林上島、向島、高野林一本木、今津古田、3丁目、川関中村里、森ケ下、カミ、千原浜ノ前、馬路町江川、大芝、大芝原、大芝原新田、三軒屋先、河原林町河原尻往古島、大樋、白野、勝林島荒内、有本、岩渚、金河原、西垣内、畑ケ田、保津町泉口、鐘鑄島新田、上中島、下中島、正人渚、辰新田、西垣内、式番、針ノ木新田、宮ノ前、六条口及び神子新田の各一部	約 167.5	区域及び面積の変更
2	七谷川 緑地	亀岡市千歳町国分石松、後田、中島、山伏、千歳裏山、江島山、小山、広垣内、南山、横井、河原林町河原尻上五丹、上砂股、北垣内、越シ記、オノ本、四ノ宮、下五丹、下砂股、東垣内、妙珍原及び柳原の各一部	約 42.8	名称、区域及び面積の変更

3 都市計画原案の閲覧場所及び閲覧期間

(1) 閲覧場所

亀岡市安町野々神8番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

(2) 閲覧期間

令和8年7月16日から令和8年7月29日まで

(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで)

4 公述申出の方法

(1) 公聴会において意見を述べようとする者（都市計画原案に係る区域内に住所を有する者及び都市計画原案について利害関係を有する者に限る。）

は、次により公述申出書を市長に提出しなければならない。

ア 提出場所

〒621-8501

亀岡市安町野々神 8 番地

亀岡市まちづくり推進部都市計画課

イ 提出方法

持参、郵送、FAX又は電子メールにて提出

ウ 提出期限

令和 8 年 8 月 3 日 午後 5 時 1 5 分まで《必着》

- (2) 公述申出書を提出した者は、公聴会に出席し書面の内容により意見を述べることができる。ただし、市長が必要と認めたときは、公述人の数及び公述の時間を制限することがある。

5 公聴会の傍聴方法

- (1) 公聴会を傍聴しようとする者は、次により傍聴を申し込まなければならない。

ア 定員

50 人

イ 申込場所

亀岡市役所 1 階 市民ホール

ウ 申込日時

令和 8 年 8 月 1 0 日 午後 1 時 3 0 分から午後 2 時 0 0 分まで

- (2) 受付開始から先着順に傍聴者を決定する。

6 公聴会の中止

公述申出書の提出がない場合は、公聴会の開催を中止する。